

東日本大震災に係る被災者の府営住宅等への 入居期間の延長について

平成24年4月27日
京都府災害支援対策本部
(075-414-5615)

応急仮設住宅の供与期間が最長2年から3年に延長されたことを踏まえ、本府の受入住宅についても下記のとおり入居期間の延長を行いますのでお知らせします。

記

1 内容

改正前 最長2年以内
改正後 最長3年以内

2 対象となる住宅

府営住宅、府職員住宅等、国家公務員宿舎（府借上）

3 対象世帯数

166世帯（462人） 4月26日現在

※ 既に入居されている世帯については入居日に遡って適用

注) 応援要請のある県からは、今後とも新規受入を継続